

無線設備試買テスト実施に係る取組の概要

- 発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備として市場に流通しているものの、実際には微弱でなく免許が必要であり、また、他の無線局に対して混信その他の妨害を与えるおそれのある無線設備も含まれている。
- これらの機器を善意の消費者が購入・使用し、他の無線局の混信源となってしまう可能性を排除するため、国民への情報提供の一環として、**微弱の範囲を超えるおそれがある無線設備を試買して測定を行い、その結果を周知・公表する**取組を実施する。

【無線設備試買テストの流れ】



- * 大型家電量販店、自動車用品量販店、ホームセンター、無線機販売店等の店頭やインターネット上等、対象の無線設備が不特定多数を対象としていると認められる状況で販売されている無線設備を購入して測定を行う。
- * 国民に対する情報提供の一環として、微弱の範囲を超える無線設備について、「当該無線設備の使用に当たっては免許等が必要であること」を示すとともに、製造業者、販売業者又は輸入業者の名称、無線設備の型名・名称、用途、設備の写真等の情報をホームページ上で周知・公表する。

【参考：電波有効利用の促進に関する検討会報告書 抜粋】

～第1章－2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保－(3)②技術不適合機器の流通防止～

効果的に不適合機器の流通を抑制するため、市場に出回る微弱で免許不要と称する無線機器について流通の実態調査を強化するとともに、流通する製品の試買テストを新たに実施し、製造メーカーや販売業者等に対して、その測定結果を公表・指導・注意喚起し、不適合機器の流通の抑制を図ることが適当である。